

全建事発第004号

令和5年4月5日

各都道府県建設業協会

専務理事・事務局長殿

一般社団法人 全国建設業協会

専務理事 山崎 篤男

[公印省略]

資源有効利用促進法省令及びストックヤード運営事業者登録制度

の運用について（情報提供）

平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、先般、国土交通省において「資源有効利用促進法に基づく省令改正」及び「ストックヤード運営事業者登録規程」が、令和5年3月3日付で公布され、同制度についての運用（案）及び制度概要をお伝えしたところです。（全建事発第128号にて情報提供）

この度、国土交通省において、運用（案）の一部を修正し、添付資料の内容を以て、確定版とする旨の情報提供がありました。また、国土交通省のホームページに、添付と同様の資料およびFAQを掲載しているとのことです。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、貴会会員企業の皆様へ別添資料の内容について、周知賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

【添付資料】

01_制度概要リーフレット（資源有効利用促進法）

02_制度概要リーフレット（ストックヤード登録制度）

03_資源有効利用促進法省令の補足説明及び運用について

04_ストックヤード運営事業者登録規程の補足説明及び運用について

【参考 URL】

「建設発生土の搬出先計画制度」

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00041.html

「ストックヤード運営事業者登録制度」

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00042.html

以上

担当：事業部 川瀬

TEL:03-3551-9396

FAX:03-3555-3218

e-mail:jigyo@zenken-net.or.jp